

スポーツ振興くじ（第873回、第874回及び第876回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第227号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成28年8月12日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1～3のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1～3のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

(1) 楽天銀行株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)

(2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

(3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)

(4) 住信SBIネット銀行株式会社

東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

(5) 株式会社じぶん銀行

東京都中央区日本橋1丁目19番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙4のとおり

5 指定試合を実施する期日又は期間

別紙1～3のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙4のとおり

7 指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1～3のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙4のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙4のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第873回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成28年9月4日（日）～同年9月10日（土）
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成28年9月10日（土）及び同年9月11日（日）
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) BIG（ビッグ）
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) 100円BIG（ヒャクエンビッグ）
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (3) BIG1000（ビッグセン）
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (4) mini BIG（ミニビッグ）
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (5) toto（トト）
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (6) mini toto A組（ミニトト エイクミ）
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (7) mini toto B組（ミニトト ビークミ）
以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム
 - (8) toto GOAL3（トトゴールスリー）
以下の対象試合のうち、試合No. ②、③及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
9/10	①	ジュビロ磐田 (磐 田)	ヴィッセル神戸 (神 戸)
9/10	②	浦和レッズ (浦 和)	サガン鳥栖 (鳥 栖)
9/10	③	柏レイソル (柏)	鹿島アントラーズ (鹿 島)
9/10	④	アルビレックス新潟 (新 潟)	名古屋グランパス (名古屋)
9/10	⑤	サンフレッチェ広島 (広 島)	大宮アルディージャ (大 宮)
9/10	⑥	川崎フロンターレ (川 崎)	アビスパ福岡 (福 岡)
9/10	⑦	ベガルタ仙台 (仙 台)	横浜F・マリノス (横浜M)
9/10	⑧	FC東京 (F 東京)	湘南ベルマーレ (湘 南)
9/10	⑨	ガンバ大阪 (G大阪)	ヴァンフォーレ甲府 (甲 府)
9/11	⑩	松本山雅FC (松 本)	京都サンガF. C. (京 都)
9/11	⑪	ファジアーノ岡山 (岡 山)	レノファ山口 (山 口)
9/11	⑫	FC町田ゼルビア (町 田)	横浜FC (横浜C)
9/11	⑬	清水エスパルス (清 水)	モンテディオ山形 (山 形)
9/11	⑭	水戸ホーリーホック (水 戸)	東京ヴェルディ (東京V)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第874回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成28年9月10日（土）～同年9月17日（土）
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成28年9月17日（土）及び同年9月18日（日）
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G (ビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (3) B I G 1000 (ビッグセン)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (4) m i n i B I G (ミニビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (5) t o t o (トト)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)
以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム
 - (8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)
以下の対象試合のうち、試合No. ③～⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
9/17	①	横浜F・マリノス (横浜M)	アルビレックス新潟 (新潟)
9/17	②	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)	ベガルタ仙台 (仙台)
9/17	③	大宮アルディージャ (大宮)	川崎フロンターレ (川崎)
9/17	④	ヴィッセル神戸 (神戸)	柏レイソル (柏)
9/17	⑤	サガン鳥栖 (鳥栖)	サンフレッチェ広島 (広島)
9/17	⑥	名古屋グランパス (名古屋)	ガンバ大阪 (G大阪)
9/17	⑦	鹿島アントラーズ (鹿島)	ジュビロ磐田 (磐田)
9/17	⑧	FC東京 (F東京)	浦和レッズ (浦和)
9/17	⑨	湘南ベルマーレ (湘南)	アビスパ福岡 (福岡)
9/18	⑩	モンテディオ山形 (山形)	徳島ヴォルティス (徳島)
9/18	⑪	ツエーゲン金沢 (金沢)	FC町田ゼルビア (町田)
9/18	⑫	清水エスパルス (清水)	水戸ホーリーホック (水戸)
9/18	⑬	ジェフユナイテッド千葉 (千葉)	レノファ山口 (山口)
9/18	⑭	東京ヴェルディ (東京V)	カマタマーレ讃岐 (讃岐)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第876回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成28年9月17日(土)～同年9月25日(日)
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成28年9月25日(日)
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) BIG (ビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (3) BIG1000 (ビッグセン)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (4) mini BIG (ミニビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (5) toto (トト)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
 - (8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)
以下の対象試合のうち、試合No. ②～④のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
9/25	①	ベガルタ仙台 (仙 台)	名古屋グランパス (名古屋)
9/25	②	アビスパ福岡 (福 岡)	ヴィッセル神戸 (神 戸)
9/25	③	浦和レッズ (浦 和)	サンフレッチェ広島 (広 島)
9/25	④	ジュビロ磐田 (磐 田)	湘南ベルマーレ (湘 南)
9/25	⑤	ガンバ大阪 (G大阪)	F C 東京 (F 東京)
9/25	⑥	アルビレックス新潟 (新 潟)	鹿島アントラーズ (鹿 島)
9/25	⑦	大宮アルディージャ (大 宮)	サガン鳥栖 (鳥 栖)
9/25	⑧	柏レイソル (柏)	ヴァンフォーレ甲府 (甲 府)
9/25	⑨	川崎フロンターレ (川 崎)	横浜F・マリノス (横浜M)
9/25	⑩	愛媛FC (愛 媛)	水戸ホーリーホック (水 戸)
9/25	⑪	松本山雅FC (松 本)	清水エスパルス (清 水)
9/25	⑫	ファジアーノ岡山 (岡 山)	V・ファーレン長崎 (長 崎)
9/25	⑬	京都サンガF. C. (京 都)	ギラヴァンツ北九州 (北九州)
9/25	⑭	ツエーゲン金沢 (金 沢)	ザスパクサツ群馬 (群 馬)

・合致の割合の種類

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) t o t o (トト)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

(7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 10割

(8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・試合当たり投票種類数

- (1) BIG
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (2) 100円BIG
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (3) BIG1000
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (4) mini BIG
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (5) toto
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (6) mini toto A組
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (7) mini toto B組
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (8) totoGOAL3
1 試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) 100円B I G

1等	25分の19
2等	10分の1
3等	25分の1
4等	25分の1
5等	50分の3

(3) B I G 1000

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(4) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(5) t o t o

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(6) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(7) m i n i t o t o B組

1等	1分の1
----	------

(8) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

- (1) B I G
一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）
- (2) 100円B I G
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）
- (3) B I G 1000
一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）
- (4) m i n i B I G
一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）
- (5) t o t o
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、5億円）
- (6) m i n i t o t o A組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）
- (7) m i n i t o t o B組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）
- (8) t o t o G O A L 3
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）